

# 災害共済給付制度について

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

## I. 災害共済給付制度とは

「災害共済給付制度」とは、学校の管理下で児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度です。

## II. 加入と掛け金

本校では全生徒を対象として加入しております。掛け金は年間、高等学校 1,865 円、中学校 945 円で設置者（学校）負担及び生徒積立金より納入させていただいております。

## III. 給付の対象となる管理下と災害の範囲

### 1. 学校の管理下の災害であること

- ① 生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業（教科、道徳、特別活動、学校行事）を受けているとき
- ② 生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外授業（林間、臨海、進路並びに生活指導）を受けているとき
- ③ ①②のほか、休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にあるとき
- ④ 生徒が通常の経路及び方法により通学するとき（但し、対自動車交通事故等の損害賠償を要求する権利が生じた場合を除く）

### 2. 負傷、疾病の給付範囲

- ① 負傷でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの
- ② 学校給食に起因する中毒、家庭科もしくは、技術・家庭科の調理実習における試食  
・修学旅行もしくは遠足における給食に起因する中毒  
・理科等の実験又は実習におけるガス等に起因する中毒
- ③ 熱中症
- ④ 溺水及びこれに起因する嚥下性肺炎
- ⑤ 異物の嚥下又は迷入及びこれらに起因する疾病
- ⑥ ウルシ等による皮膚炎
- ⑦ 前①から⑤に掲げる疾病に準ずるもの
- ⑧ 外部衝撃、急激な運動もしくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病
- ⑨ 前1に掲げる負傷に起因することが明らかであると認められた疾病

### 3. 障害見舞金の給付対象範囲

前述で述べた負傷又は疾病が治った場合に存する障害のうち、文部科学省で定めるもの

### 4. 死亡見舞金の給付対象範囲

その原因である事故が学校の管理下において発生したもの

## IV. 給付の制限

### 1. 故意の犯罪又は故意により負傷したとき

2. 重大な過失により負傷したとき
3. 医療費の給付は支給開始後 10 年までである
4. 給付申請の権利は災害発生日より 2 年間で時効となる

## V. 災害共済給付金額

### ◆給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費（給付金の計算方法）
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される	障害見舞金（障害等級表） 3,770 万円～ 82 万円 〔通学中の災害の場合 1,885 万円～ 41 万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円 〔通学中の場合 1,400 万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円 〔通学中の場合も同額〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800 万円 〔通学中の場合 1,400 万円〕

※上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの間の医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上の場合をいいます。

（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）

## VI. 災害共済給付金の申請手続きについて

1. 災害発生時、速やかに、責任者（授業時発生の際は教科担当、部活動時発生の場合は顧問、通学時・休憩時間発生の場合は担任）に報告して下さい
2. 手続きに必要な書類を保健室に取りにいらしてください  
保健室で手続きの方法を説明します
3. 書類の提出も保健室をお願いします